

令和4年5月9日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 崎山 晃
〔公 印 省 略〕

新型コロナウイルス感染症対策に係る「学校PCR検査及び学級閉鎖の取り扱い」について

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県は3月24日付けで「変異株オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限に関する考え方」を発表し、学校においても濃厚接触者を特定せず、無症状の場合は基本的に待機などの制限はなしとしました。

本市においては、離島の特殊性から陽性者が確認された場合、各学校の状況に応じて学級閉鎖を行い、学校PCR検査を継続実施し感染拡大防止に努めて参りましたが、今後は本市における「学校PCR検査及び学級閉鎖の取り扱い」を下記のとおりと致しますので、御理解と御協力をお願いします。

記

学校等内で陽性者との接触が確認された場合

1 出席停止について

- (1) 有症状者は、医療機関の受診または学校PCR検査を受検し、受診、受検結果が出るまでは出席停止とします。また、7日間のハイリスク行動は控えることとします。
- (2) 無症状者は、登校可、外出制限なしとします。ただし、7日間のハイリスク行動は控えることとします。
- (3) 無症状だが感染症対策なしの教育活動、部活動等及び飲食等での接触者については、学校PCR受検結果がでるまでは出席停止とします。また、7日間のハイリスク行動は控えることとします。
- (4) 一律の学校PCR検査日は、学級閉鎖とし出席停止とします。

2 PCR検査について

- (1) 学校等内で陽性者との接触が確認された場合、学校PCR検査を積極的に実施します。（概ね最終接触から3日後：教育委員会及び医療機関との調整）
- (2) 無症状者は、本人の希望により民間PCR検査受検も可とします。（県在住者は、5月31日まで無料です。）
- (3) 教育活動形態により感染リスクが低い場合は、特定児童生徒のみのPCR受検を行う場合もあります。

3 その他

- (1) 児童生徒に発熱等の風邪症状の見られるときや同居の家族に発熱等の風邪症状が見られるときは出席停止とします。
- (2) 家庭内に濃厚接触者がいる場合は、その児童生徒は出席停止とします。ただし、当該濃厚接触者が検査で陰性と判定されたときは、登校を可とします。

※下記(オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定行動制限についての沖縄県の考え方)「(5) 小中学校、高等学校における対応」を参照の上、各家庭での対策及び対応をよろしくお願いします。

